

令和2年3月18日
会長専決処分により決定

いちご一会とちぎ国体下野市医事・衛生基本計画（案）

1 目的

いちご一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）等、国体に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関・団体等の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

2 基本事項

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、競技団体、医療機関その他関係機関・団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

(2) 感染症（防疫）

大会参加者等の感染症の発生を防止するため、保健所その他関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、保健衛生に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生を予防するため、保健所その他関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生に対する意識の向上を図るとともに、大会期間中に提供する飲食物の安全対策に努める。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎、競技会場等における環境衛生の取組を推進するとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。